令和４年４月２２日

# 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項　（５件）

（１）　令和４年度　定期監査の実施計画について

（２）　令和３年度　定期監査の結果について

（３）　青花紙保存継承懇話会開催要綱を廃止する要綱の制定について

（４）　草津市地域学校協働活動推進員委嘱について

（５）　寄付の受け入れ報告について

# 令和４年度　監　査　計　画

## １　監査の基本方針

我が国の経済について、景気の現状を示す直近の基調判断（令和４年３月）は「持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とし、先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されるものの、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振リスクに十分注意する必要がある。」とされており、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても厳しい状況が続いている。

本市の財政状況については、財政運営計画において財政収支見通しとして令和４年度から６年度の３年間で約２７億円の財源不足になると見込んでいる。また、令和４年度当初予算を見ると、歳入の根幹をなす市税収入については、給与所得の増加や企業業績の回復等を背景に個人市民税、法人市民税を含め増収が見込まれているものの、一般会計および７つの特別会計を合計した予算規模は過去３番目の額となり、市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。こうした中、令和３年度から「第６次草津市総合計画」がスタートし、厳しい財政状況下において、収支の均衡を図りながら着実に事業を推進することが求められている。

令和４年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、草津市監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から、「法令を遵守しているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織および運営の合理化に努めているか」、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」という基本的な視点から、次の内容を踏まえて監査を実施する。

（１）　法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意して監査を行う。

（２）　収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最少の執行が図られているかという観点から監査を行う。

（３）　経済性（Economy）、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる３Ｅの観点から監査を行う。

（４）　市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。

（5）　監査結果や改善措置の状況について公表する。

2　各種監査等の実施方針

（1）定期監査（地方自治法第１９９条第１項、第４項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

各施設への書面監査では、原則として監査委員による訪問はないが、事務局による事前調査は実施する。

（2）随時監査（地方自治法第１９９条第２項、第５項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、必要と認めるときに実施する。なお、技術的な監査を充実させるため技術調査業務を委託する。

（3）行政監査（地方自治法第１９９条第２項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が法令に適合し、正確で合理的かつ効率的に行われているかについて、随時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

（4）財政援助団体等に対する監査（地方自治法第１９９条第７項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体や公の施設を管理させている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

なお、対象年度については、当年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

（5）例月出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が正確に行われているか検査する。

（6）決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第２３３条第２項、地方公営企業法第３０条第２項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第２４１条第５項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項および第２２条第１項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正であるか審査する。

（７）その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第７５条）、議会の要求に基づく監査（同法第９８条第２項）、市長の要求に基づく監査（同法第１９９条第６項）、住民監査請求に基づく監査（同法第２４２条）等については、その都度方針を定めて実施する。

3　監査等実施計画

別紙の「令和４年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4　監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し、市ホームページに公表する。公表回数は、基本として年４回とするが、その他必要に応じて随時公表する。

5　改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第１９９条第１４項）

特に、勧告に基づいた措置を講じた旨の報告が行われない場合は、必要に応じて再度勧告を行う場合がある。

# 令和４年度監査等実施計画表

| 月 | 定期監査対象部 | 定期監査で重点的に監査する機関 | | | その他の監査 | 決算審査健全化法審査 | 例月出納検査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 上旬 | 中旬 | 下旬 | | | |
| 4 | 子ども未来部<br>教育委員会 | （書面監査）<br>草津第二保育所、矢橋ふたばこども園、笠縫東こども園、玉川こども園、常盤こども園、志津南小学校、矢倉小学校、南笠東小学校、常盤小学校、高穂中学校、老上中学校 | | | | | 25日（月） |
| 5 | | | | | | | 25日（水） |
| | 総合政策部 | | 草津未来研究所 | | | | |
| 6 | 総合政策部 | 広報課<br>秘書課<br>人権センター | | | | ↑<br>公営企業会計<br>・<br>一般特別会計<br>↓ | 27日（月） |
| 7 | まちづくり協働部<br>総合政策部<br>環境経済部 | まちづくり協働課<br>危機管理課<br>農林水産課 | | | | | 25日（月） |
| 8 | 総務部 | 税務課<br>契約検査課 | | | | | 29日（月） |
| 9 | 健康福祉部 | 障害福祉課<br>地域保健課<br>介護保険課 | | | | | 30日（金） |
| 10 | 都市計画部<br>子ども未来部 | | 交通政策課<br>家庭児童相談室<br>発達支援センター | | | | 25日（火） |
| 11 | 建設部 | | 草津川跡地整備課<br>住宅課<br>土木管理課 | | | | 25日（金） |
| 12 | 上下水道部<br>教育委員会 | | 上下水道施設課 | 生涯学習課<br>スポーツ推進課 | | | 26日（月） |
| 1 | 教育委員会 | | | 学校給食センター<br>学校教育課<br>図書館 | | | 25日（水） |
| 2 | 都市計画部<br>子ども未来部 | | | | 財政援助団体等監査<br>【出資団体】<br>（都市地域戦略課）<br>【指定管理】<br>（子ども・若者政策課） | | 27日（月） |
| 3 | | | | | | | 27日（月） |

草津市監査委員告示第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項、第４項、第５項および第７項の規定により定期監査等を実施したので、同条第９項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和４年３月２５日

草津市監査委員　岡　野　則　男
草津市監査委員　遠　藤　　覚

１　定期監査

(1)　監査の対象

| 監査対象機関名 | 重点的に監査した所属 |
|---|---|
| 都市計画部 | 都市再生課 |
| 建設部 | 河川課 |
| 会計管理者 | 会計課 |
| 教育委員会 | 歴史文化財課<br>学校政策推進課<br>草津宿街道交流館 |

(2)　監査の時期　　令和３年１２月２２日から令和４年１月２５日まで

(3)　監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和２年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4)　監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：都市再生課

| 重点項目 |
| --- |
| ・中心市街地活性化推進費（商工業振興費）<br>・中心市街地活性化推進費（都市計画総務費） |
| 意見・指摘事項 |
| 特になし |

●監査対象：河川課

| 重点項目 |
| --- |
| ・河川改修費<br>・町内会河川清掃浚渫土運搬費 |
| 意見 |
| 特になし |

●監査対象：会計課

| 重点項目 |
| --- |
| ・会計管理費 |
| 意見・指摘事項 |
| ① 契約金額の記載について、契約書の誤表記が起こらないよう十分注意することはもちろんのこと、そもそも基本契約書と個別契約書の双方に金額を記載する必要があったのか疑問である。事務処理する際に誤りがないよう進めることも重要だが、誤りが起こりにくくするような事務処理方法を心掛け、再発防止に努められたい。<br>② 指定物品の契約書について、契約締結の決裁文書とは異なる内容で契約書が締結されており、契約締結伺いチェックリストのチェック漏れによることが原因と思われるが、事務処理に誤りがないよう再発防止に努められたい。<br>③ 草津市会計規則について、現行の組織体制・事務処理方法との整合がとれているか、また規定に不足がないかなどを点検し、必要に応じて改正されたい。 |

●監査対象：歴史文化財課

| 重点項目 |
| --- |
| ・文化財保護推進費<br>・芦浦観音寺管理運営費 |
| 意見・指摘事項 |
| 特になし |

●監査対象：学校政策推進課

| 重点項目 |
| --- |
| ・学力向上推進費のうち学力向上重点事業推進費<br>・教育情報化推進費 |
| 意見・指摘事項 |
| 特になし |

●監査対象：草津宿街道交流館

| 重点項目 |
| --- |
| ・史跡草津宿本陣管理費<br>・草津宿街道交流館運営費 |
| 意見・指摘事項 |
| 特になし |

草津市教育委員会告示第10号

青花紙保存継承懇話会開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和４年３月３１日

草津市教育委員会教育長　藤　田　雅　也

青花紙保存継承懇話会開催要綱を廃止する要綱

青花紙保存継承懇話会開催要綱（令和元年草津市教育委員会告示第５号）は、廃止する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

# 令和４年度　地域協働合校　地域コーディネーター　一覧

| 小学校 | 名前 | 備考 |
|---|---|---|
| 志津小学校 | 井戸（イド）　静代（シズヨ） | 放課後自主広場支援員 |
| | 山中（ヤマナカ）　由紀子（ユキコ） | 放課後自主広場支援員 |
| | 下津（シモヅ）　貞（サダ） | 放課後自習広場支援員 |
| 志津南小学校 | 北（キタ）　恵子（ケイコ） | 健康推進員 |
| 草津小学校 | 辻（ツジ）　圭子（ケイコ） | 教室アシスタント支援員 |
| | 竹谷（タケタニ）　利子（トシコ） | 草津学区民生児童委員主任児童委員 |
| 草津第二小学校 | 久志（ヒサシ）　博子（ヒロコ） | 元図書ボランティア |
| 渋川小学校 | 澤村（サワムラ）　忍（シノブ） | 図書ボランティア |
| 矢倉小学校 | 山本（ヤマモト）　悦子（エツコ） | 環境学習プランナー |
| 老上小学校 | 山本（ヤマモト）　忍（シノブ） | 教室アシスタント支援員 |
| 老上西小学校 | 武井（タケイ）　美代（ミヨ） | 教室アシスタント支援員 |
| 玉川小学校 | 岩崎（イワサキ）　教子（タカコ） | 小学校授業充実加配 |
| 南笠東小学校 | 岡田（オカダ）　やよい | 学校運営協議会委員 |
| 山田小学校 | 中島（ナカジマ）　民惠（タミエ） | 元教員 |
| 笠縫小学校 | 小寺（コテラ）　厚子（アツコ） | 元養護教諭 |
| 笠縫東小学校 | 村田（ムラタ）　可奈子（カナコ） | 教室アシスタント支援員 |
| | 本庄（ホンショウ）　かよ子（コ） | 教室アシスタント支援員 |
| 常盤小学校 | 稲垣（イナガキ）　保善（ヤスヨシ） | 保護司 |

| 中学校 | 名前 | プロフィール |
|---|---|---|
| 松原中学校 | 杉江（スギエ）　由紀子（ユキコ） | 山田学区民生児童委員主任児童委員 |

任期：令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

# 寄付受け入れ報告

| 寄付品目 | 数量 | 単価 円 | 価格 円 | 住所・氏名　等 | 寄付年月日 | 受納場所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 折りたたみチェア | 168 | | 593,894 | 草津市矢橋町7番地1<br>老上中学校PTA連絡協議会 | 令和4年<br>3月11日 | 老上中学校 |
| 小計 | | | 593,894 | | | |
| パナソニック　冷凍庫(直冷式) | 5 | | オープン価格 | 草津市野路東2丁目3番1-2号<br>パナソニック株式会社<br>くらしアプライアンス社<br>キッチン空間事業部 | 令和4年<br>3月24・25日 | 草津中学校<br>玉川中学校<br>新堂中学校 |
| 小計 | | | | | | |
| チェーンソー | 1 | | 18,480 | 草津市青地町827番地<br>志津小学校PTA | 令和4年<br>3月29日 | 志津小学校 |
| チューナー | 1 | | 19,800 | | | |
| ブランコ | 1 | | 85,800 | | | |
| 小計 | | | 124,080 | | | |
| バスケットボール | 14 | | 123,200 | 大津市中央３－１－８<br>大津第一生命ビルディング5階<br>第一生命保険㈱<br>滋賀支社 | 令和4年<br>3月31日 | 市内小学校 |
| 小計 | 14 | | 123,200 | | | |
| バスケットボール | 14 | | 123,200 | 草津市野路1-4-20<br>大和ハウス工業(株)<br>滋賀支店 | 令和4年<br>3月31日 | 市内小学校 |
| 小計 | | | 123,200 | | | |
| リサイクルトイレットペーパー | 5,900 | | 270,633 | 京都市下京区烏丸通松原上る<br>薬師前町700<br>㈱京都銀行 | 令和4年<br>4月6日 | 市内小中学校 |
| 小計 | | | 270,633 | | | |